

判決年月日	平成28年9月21日	担当部	知的財産高等裁判所 第2部
事件番号	平成28年(行ケ)10034号		
<p>○ 意匠に係る物品を「容器付冷菓」とする意匠登録出願の拒絶査定に対する不服審判請求を不成立とした審決を，一意匠一出願の要件（意匠法7条）該当性の判断に誤りがあるとして取り消した事例</p>			

（関連条文）意匠法7条

（関連する権利番号等）不服2014-16810号，意願2013-5010号

## 判 決 要 旨

1 原告は，意匠に係る物品を「冷菓」とする意匠につき意匠登録出願をしたが，拒絶査定を受けたので，意匠に係る物品を「容器付冷菓」とし手続補正した上で，拒絶査定に対する不服審判請求をした（不服2014-16810号）。特許庁は，当該不服審判請求を不成立とする審決をした。

2 審決は，一意匠と認められるための要件として，請求人（原告）が主張した，①意匠に係る物品が，その実施において常に一つのまとまった対象として扱われるものであること，及び②意匠が，その実施において常に特定した同一性を維持するものであること，の他に，意匠の創作としての一つのまとまりという観点に立って考察されるべきものであり，具体的には，意匠の創作において，その全体の創作に至る各対象部位の創作の内容が，必然的に相互に関連するよう考慮，調整されるとともに，全体として総合的に設計，造形されているものであり，その各対象部位に対してなされたそれぞれの創作の内容が，まとまりのある一体のものとして捉えて評価ができるものであることが必要であるとした。その上で，本願意匠は，その創作の対象の属性及びその創作の内容としてのまとまりという観点から考察すると，「冷菓」という食される物品の形態の創作内容と，「容器」という流通や販売時等における内容物の保護及び保管等の便利のための用具・道具である物品の形態への配慮等は，それぞれごとに捉えるべきものであり，意匠の創作のまとまりとして形態的な一体性の観点で見た場合にも，単に略逆円錐台形状の「容器」の中に「冷菓」を入れた状態を表したにすぎないものであるから，一つのまとまった創作と捉えることはできないとして，一つの意匠を表したものとはいえず，「冷菓」と「容器」という二つの別の物品のそれぞれ別の二つの形態，つまり二つの意匠を表したものとした。

3 本判決は，概要以下のとおり理由を示して，本願意匠を一意匠と認め，審決を取り消した。

(1) 意匠法7条は，意匠登録出願が「物品ごとに」かつ「形態ごとに」行われるべきことを規定したものであり，「物品ごとに」とは，ある一つの特定の用途及び機能を有する一物品であることを意味し，「形態ごとに」とは，意匠登録出願に表される形態が全体的

なまとまりを有して単一の形態であることを意味するものである。

一つの特定の用途及び機能を有する一物品といえるか、及び出願図面に表される形態が全体的なまとまりを有して単一の形態といえるかは、意匠登録出願に係る物品が意匠法施行規則別表第一に列挙されている物品の区分に該当しない場合には、願書における「意匠に係る物品」欄及び「意匠に係る物品の説明」欄の記載を参照した上、①意匠登録出願に係る物品の内容、製造方法、流通形態及び使用形態、②意匠登録出願に係る物品の一部分がその外観を保ったまま他の部分から分離することができるか、並びに③当該部分が通常の状態ですべて独立して取引の対象となるか等の観点を検討して、社会通念に照らして判断すべきものである。

(2) 本願意匠における意匠に係る物品「容器付冷菓」は、上記別表第一に列挙されている物品の区分には該当せず、その名称からすれば、「冷菓」が主体であって、「容器」が付随しているものと解される。

本願意匠登録出願に係る「意匠に係る物品の説明」の記載を参照すれば、本願意匠に係る「冷菓」は、容器部内に冷菓部材を充填し、その上部にあん部材、もち部材を順次配設した後、これらを冷やし固めることによって製造するものと認識される。そして、製造、流通、及び使用の各段階において、「冷菓」は、「容器」に充填され冷やし固められたままの一体的状態であると認められる。また、その製造方法からすれば、本願意匠に係る「冷菓」を、その形態を保ったまま「容器」から分離することは、容易ではなく、「冷菓」が「容器」から独立して通常の状態ですべて取引の対象となるとはいえない。

これらを総合考慮すれば、本願意匠に係る物品である「容器付冷菓」は、社会通念上、一つの特定の用途及び機能を有する一物品であると認められる。

(3) 本願意匠の願書に添付された図面は、形式上、二以上の形態を併記したものではない。実質的にも、容器内に冷菓を入れた状態の図面であって、冷菓と容器とは隙間なく接しており、一塊になった状態のものであるから、二以上の形態を併記したとはいえない。したがって、本願意匠に係る形態は、単一と認められる。

(4) よって、本願は、意匠法7条の要件を満たしている。